主 文

本件抗告を棄却する。

昭和五三年五月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 吉 田 豊 裁判官 喜一 大 塚 郎 裁判官 譲 本 林 裁判官 栗 本 夫